815
3

舊府政撰要集抜萃

刑法 乾 一

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3

ガラス使用

舊政府

撰要類集

815
13
3

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3

ガラス使用

刑法之部　上篇

同錄

一　手錠ヲ嵌ル事并改革ノ沿革ヲ記ス

一　囚ノ過室ヲ區別スル規則ヲ記ス

一　改革遷徙遠流押送ノ箱ヲ記ス

一　死罪ニ入墨ヲ加ル事ヲ記ス

一　三等ノ附仕方ヲ記ス

考

一 耳稟ものもの科合一等軽き者刑ものも
一 入墨追放ものも主婦要事ものも
追放ものも同軽き者も科中分の事
一 遠島ものも向後帰国と申ものも
科人追放ものも
一 逆罪ものもの場所へ体錠ものも事
一 重科人死骸塩詰ものも事

一 男女中合未果ものもの妻妾ものも事
一 旧国ものも者刑所於遠島ものも
一 所払いものも十五才内お雪ものも事
一 人殺ものも十五人労未成ものも事
一 水油ものも者ものも科中分の事
一 稼多所預ものも依頼ものも
遠島者妻ものも

武士百姓ニ而茂来増漆木
大切ニ可為有之候間
重畳之者ハ不及申ニ
村方名主ハ不及申ニ
火附盗之儀ハ
不及申ニ
死罪ニ
重キ御仕置ニ
可申付候
重キ軽キ段々
江戸
在々
一
一
一

一 毎月末日ヲ以テ其月分ノ書上ヲ差出ス事

一 来ル廿日ヨリ翌廿一日迄ニ当寺檀家ノ者ヲ以テ寺院法度ヲ読聞セ候事

一 女ノ住職ヲ置ク間敷旨被仰渡候ニ付テハ 御公儀様ヨリ御尼寺ヲ御建立ノ節ハ格別ノ事

一 檀那寺ヲ改ル事ハ勿論ノ事

一 逆罪并火附強盗ノ仕置ハ 御公儀様ヨリ御触ノ通ノ事

一 昭和二酉年 御宮様一生ノ内ニ仕置并 御宮舎ノ事

一 人殺并悪逆ノ者ハ 御宮様御存寄ノ事

一 盗ヲ為ス目的ヲ以テ人ヲ殺シ候ハヽ死罪ノ事

一 主ヲ殺ス如キ悪逆ヲ働ク者ハ磔ノ事

一 無縁ノ浮浪ハ厳敷吟味ノ上仕置ノ事

一 物売等ニ盗ヲ隠匿ヲ堅ク禁ス

東京寺 書記課

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3

ガラス使用

一 主親ノ為メ養ニ入ル事

一 仕置ニ成ル事

一 小児ニ乳ヲ飲ス女ヲ養ニ入ル事

一 附火ニ成ル小女ヲ養ニ入ル事

一 父ヲ養ニ入ル事

一 代判ニ証書ヲ書ル事

一 縁ニ付伺ノ事

一 焚死ニ成ル一件ニ付伺ノ事

一 幼少ノ者遺利ヲ以仕置ニ成ル事

一 夫ヲ殺ス事

一 於湾ニ悪事ヲ為ス者ノ雑掛ヲ以テ取扱ノ事

一 苦与中湾ニ入ル事

一 遠島者減ニ付身請ノ儀ニ付伺ノ事

一 湾人ニ成ル為ニ着ケ名ヲ変ル事

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

一 女房人ト合入水殉死之者仕置之儀
一 懐胎之女罪ヲ仕置之儀
一 狂化之傷殺之死罪ヲ上申之儀
一 重キ仕置ニ成ル者ニ尋ネ者
一 理ノ筒ニ而ハ実否難分者之儀
一 宗旨之儀ニ付申達之事

一 勧善夫祈禱ニ而金銀ヲ請候
罪状之事

一 老年之者ヲ押込中ニ付儀ニ有之申達
一 高利金貸附指紋ヲ届ニ有之
一 盗物代金ヲ盗主ヘ渡方之事
一 家壊仕置之儀ニ付伺
一 密賊引合有之隠居之儀ニ付伺

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3
ガラス使用

一 家格内住置之事
一 贋百姓之事
一 家人死罪之節之事
一 古借銭之訴居過重中之事
一 稼多之在方田畑荒之事
一 盲人船之役勤務指支之事
一 住吉開大堀之内浪江漬之事
一 海人ふ

七

一 名寄帳之事
一 過料百文之事
一 贋座敷之節何之事
一 牙元之取立人之成事
一 悪事致候盲人船役被取候事
一 家格内住置之事
一 盲人家督之節之事

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3
ガラス使用

一 中若地小売仲次無いたしかるの百補方と
俄に身体会社当不本下者
一 名前小物売買仕候神職名跡ニ而名前
無之百姓同様仕業中村之下働業
一 訴状等業并帝中村之下働業
等多人寄、夜分終ニ仕業之事

一 遠方之女下当業之男子附添之段評議
一 日本橋下三日晒之上願候、引渡ニ成候事
一 家名前等新規願度者ハ封書ニ而
一 年季証文之事
一 長脇差等帯仕候ニ付再願後

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3
ガラス使用

刑法

元祿七年戌七月十日

覚

手鑑ニ手の改ニ候七月十三日より十壱通申
申免ニ候ニ付月額割中候ニ付
ニ候ニ付仰出ニ付今日より改ニ候ニ付
渡事

七月十日

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

刑法

刑法

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

一

一

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3

ガラス使用

共文性

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

博奕

百條二成ル年勅諚ノ事

一勾枷
奏任一等ノ官吏ニ係ル者

三等所

一二三四五六七八九十十一十二十三
十四十五十六十七十八十九二十廿一
廿二年ヨリ廿六年ニ至ル事業報告書

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3

ガラス使用

嘉永七年寅三月

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3

ガラス使用

寛保元年

一 [illegible]
[illegible]
[illegible]
[

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

享保八年卯三月

一讃岐国与門前音羽町之
より御制禁之売女指置買
候者相止抱女指置候旨
依之門前町屋ニ而ハ
可為中渡
右之通与被
仰渡候間

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

詐偽

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

刑法　武家博史

遠嶋

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

元文二乙巳年

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

元文四申年

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

刑法

元文五申年閏

弦之場ニ於テ家ニ在ル者ハ
書間ニ不拘ニ人ヲ加ヘ番ヲ
附ケ又ハ番人ヲ加ヘ在ル番ヲ
ニ於テ家ニ在ル者ハ不拘ニ
ニ於テ番ヲ附ケ

一村方ニ於テ者共ニ於テ
ニ不拘ニ於テ者ニ於テ
猶又役儀ニ於テ者ニ於テ

一ニ於テ町場ニ於テ
ニ於テ町ニ於テ
ニ於テ

一ニ於テ
ニ於テ
ニ於テ

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

刑法 函家江戸

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

刑法　追放

国立国会図書館　　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

追放

1

延享二丙子年四月

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3

ガラス使用

刑法

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3

ガラス使用

断捨

寛延三年

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

賭博罪

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

宝暦二申年閏四月老中
[illegible]
[illegible]
隠嶋
[illegible]
地ゟ
[illegible]
[illegible]
[illegible]

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

八丈嶋
新嶋
利嶋
利島
新島
式根嶋

右嶋々人數之多寡ニ依別令之事
右之船舶出帆之節ハ其所之役人

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3

ガラス使用

重罪裁判所ニ於テ言渡シタル
右之通証書ヲ以テ申立ツル
ニ付書面ヲ以テ
申上候

重罪居所申立書

重罪裁判所ニ於テ言渡シタル
右之通証書ヲ以テ申立ツル
ニ付書面ヲ以テ
申上候

閑門

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3

ガラス使用

刑法 第[illegible]

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3

ガラス使用

明治廿年第二回書記

二等判事五名 三等判事十名

一 単独ニテ事ヲ決スル事

一 陪席ニテ事ヲ決スル事

右ノ外ハ総テ合議ニ於テ事ヲ決スル事

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3

ガラス使用

815
3

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用